

## こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）（抜粋）

（所掌事務）

第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

十七 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。

## こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）（抜粋）

**いじめ及び不登校対策**に関し、文部科学省は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び同法に基づき定める基本方針や義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）及び同法に基づき定める基本指針等に基づき、教育委員会を含む学校設置者、地方自治体が行う取組に対して、必要な指導・助言や調査等を行う。

**こども家庭庁**は、文部科学省が指針等を変更する際に事前協議を受けることとするほか、**地方自治体における相談体制の充実や居場所づくりの推進**、地方自治体や民間団体等における学習支援の充実、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会の枠組みの活用による地域の居場所等と連携したアウトリーチ型支援など、**関係機関等が連携した支援の充実**を進める。また、法務省の人権擁護機関の活動との連携を推進する。

**いじめ**に関し、こども家庭庁は、**学校外でのいじめを含めたこどものいじめの防止**を担い、関係機関や関係者からの情報収集を通じた**事案の把握**、いじめの防止に向けた**地方自治体における具体的な取組や体制づくり等を推進**する。また、**重大ないじめ事案への対応**について、**必要な情報を文部科学省と共有するとともに**、地方自治体での共有を促進し、学校の設置者等が行う調査における**第三者性の確保や運用等についての改善などの必要な対策**を文部科学省とともに講ずる。

さらに、文部科学省が個別の事案に関して行う指導・助言や調査等に関し、所掌事務の遂行のため特に必要がある場合には、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、3（3）に従い、文部科学大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、勧告を行い、さらに当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めるなどの関与を行う。